

## 第2章 福岡県における耐震化の課題

# I. 想定される地震規模と被害の想定

## 1) 想定される地震の概要

### (1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震が直近の大きな地震である。

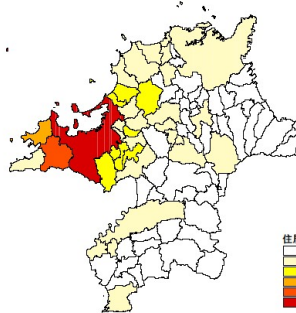
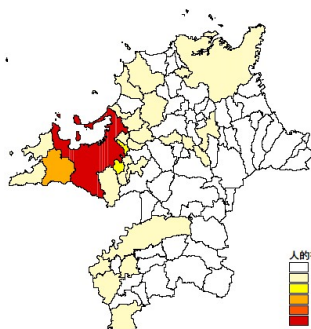
年月日	震源	地震規模	各地の震度	被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5~7.5		家屋倒壊、幅6m・長さ10kmの地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		7回地震、うち2回強い。	久留米、柳川で堀の水をゆり上げ、魚死す。
1848年1月10日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1		久留米で液状化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近(糸島半島)	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破壊13、神社破壊8、長さ90mの土地の陥没。(12日)福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡吉岐、金武村で土蔵被害。
1929年1月2日	福岡県南部	M5.5		
1929年8月8日	福岡県	M5.1	震度3:福岡、佐賀、厳原	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	震度3:福岡、佐賀、厳原	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941年11月19日	日向灘	M7.2	震度5:宮崎、人吉 震度4:福岡、熊本、大分	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟。日向灘沿岸では、津波最大1mで船舶に若干の被害。
1966年11月12日	有明海	M5.5	震度3 福岡	屋根瓦、壁崩壊。
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	震度5:大分 震度4:福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、鹿児島	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのバルブが破損し、重油170klが海上に流出。
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	震度4:福岡 震度3:飯塚、大分、佐賀、下関、山口	文教施設等に若干の被害。
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4:久留米 震度3:夜須、大牟田	
1996年12月3日	日向灘	M6.6	震度3:久留米、夜須	
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	震度6弱:福岡、みやき町	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟

福岡県西方沖地震による被害は概ね以下のとおりであった。

	人的被害(人)				住家被害(棟)		
	死者	負傷者			全壊	半壊	一部損壊
		小計	重傷	軽傷			
福岡県合計	1	1,186	197	989	143	352	9,171
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756
(うち玄界島)		19	10	9	107	46	61

※【福岡県消防防災安全課調べ】(平成18年1月)

- ◆福岡県における被害の状況は上表のとおりであり、福岡市における人的被害として、死者1名・負傷者1,038名が報告されている。なお、死者の発生原因についてはブロック塀の倒壊によるものである。
- ◆住宅についても福岡市の被害が甚大であり、特に玄界島では全壊棟数が107棟となっている。
- ◆また、窓ガラスの破損・落下による通行人への被害が発生するとともに、エレベーターの閉じこめによる被害が多数報告されている。

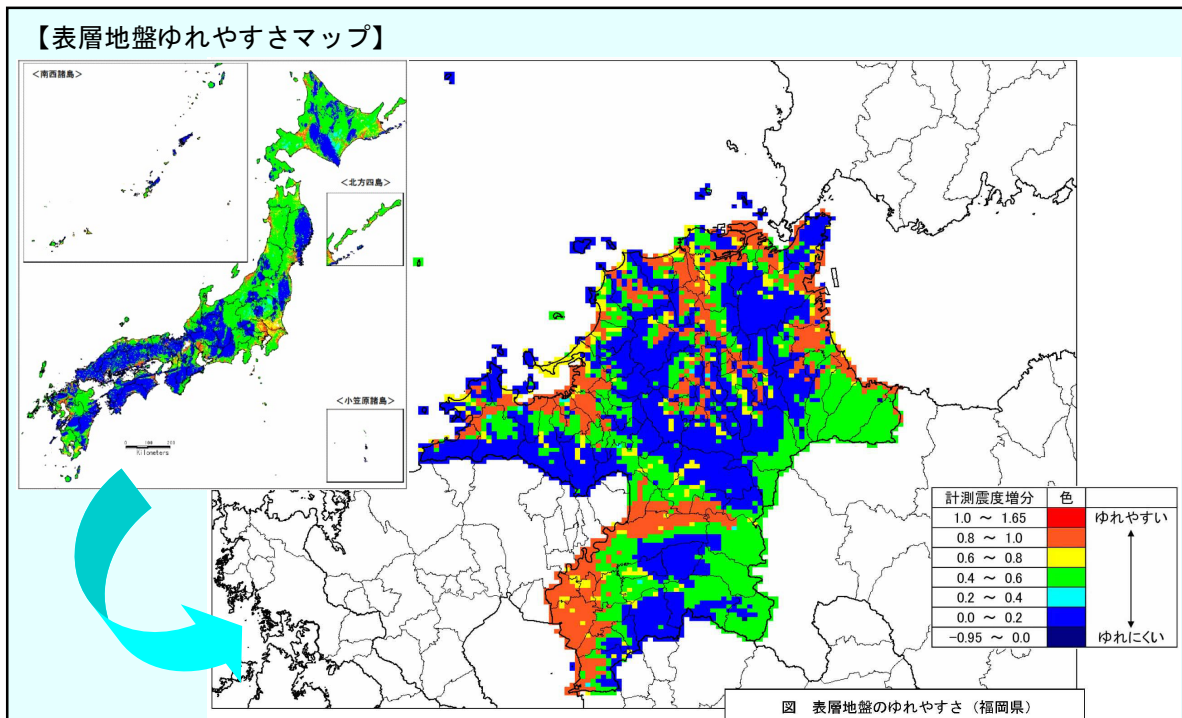


## (2) 福岡県の表層地盤のゆれやすさ

内閣府では、全国を1 km四方に区切って、どの地域が相対的にゆれやすいか（計測震度がどれだけ増幅されるか）を概括的に表した「ゆれやすさマップ」を作成している。

平野や川に沿った地域では、表層地盤がやわらかいためゆれやすくなっている一方、山間部では比較的ゆれにくくなっていることが分かる。ゆれやすさマップは表層地盤の軟らかさを基に推定したものであるが、その軟らかさは地形の成り立ちや特徴によって細かく区分した資料（微地形区分）や、地質調査資料から推定している。

全国及び福岡県の表層地盤のゆれやすさの状況は以下のとおりである。



出典：内閣府防災担当（都道府県別表層地盤のゆれやすさマップ）

- ◇ 福岡県における表層地盤のゆれやすさは、警固断層をはじめとする活断層が存在する地域や有明海沿岸等の軟弱地盤の存在する地域で高い結果となっている。

### 【表層地盤のゆれやすさとは】

地震による地表でのゆれの強さは、主に、震源断層に関する「震源特性」、震源からの地震波の伝播経路に関する「伝播特性」、表層地盤のかたさ・やわらかさに関する「地盤特性」の3つによって異なる。一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きい（震源特性の1つ）ほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。この効果を、「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

また、国立研究開発法人防災科学技術研究所において、地震防災への意識向上とそれに基づく効果的な対策を進めるための基礎資料として活用できるよう「地震ハザードステーション（J-SHIS）」が整備されており、新しいデータに基づいて毎年「全国地震動予測地図」が更新されている。

なお、福岡県地域防災計画においては、県が行ったより詳細な「地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月）」の結果に基づき地震被害想定を行っている。

### (3) 福岡県地域防災計画における想定地震

福岡県では、平成24年3月の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき「福岡県地域防災計画」において、地震被害想定の見直しを行い、想定地震を以下のとおり示している。

**【想定地震】**

- 県内に存在する6つの活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定。
- 活動すれば県内4地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層が活動した場合の想定被害を算出。
- その活断層は、警固断層南東部（福岡市）、小倉東断層（北九州市）、西山断層（飯塚市）、水縄断層（久留米市）の4つ。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定。
- 西山断層が海上部に延長しているとの見解があることからマグニチュード8の地震を想定。
- 想定地震の震源断層の位置及びパラメータは以下のとおり。

震源断層		小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層 海上部への 延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
パラメータ										
震源断層の長さ(km)		17	20	31	80	25	27	26	18	5
震源断層の幅(km)		8.5	10	15	15	15	15	15	9	2.5
マグニチュード		6.9	7.0	7.3	8.0	7.0	7.2	7.2	6.9	6.0
震源断層 の深さ(km)	上端	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	下端	10.5	12	17	17	17	17	17	11	5.5

(地表に活断層が表れていない地域)・各市町村の直下 10km ・想定マグニチュード 6.9

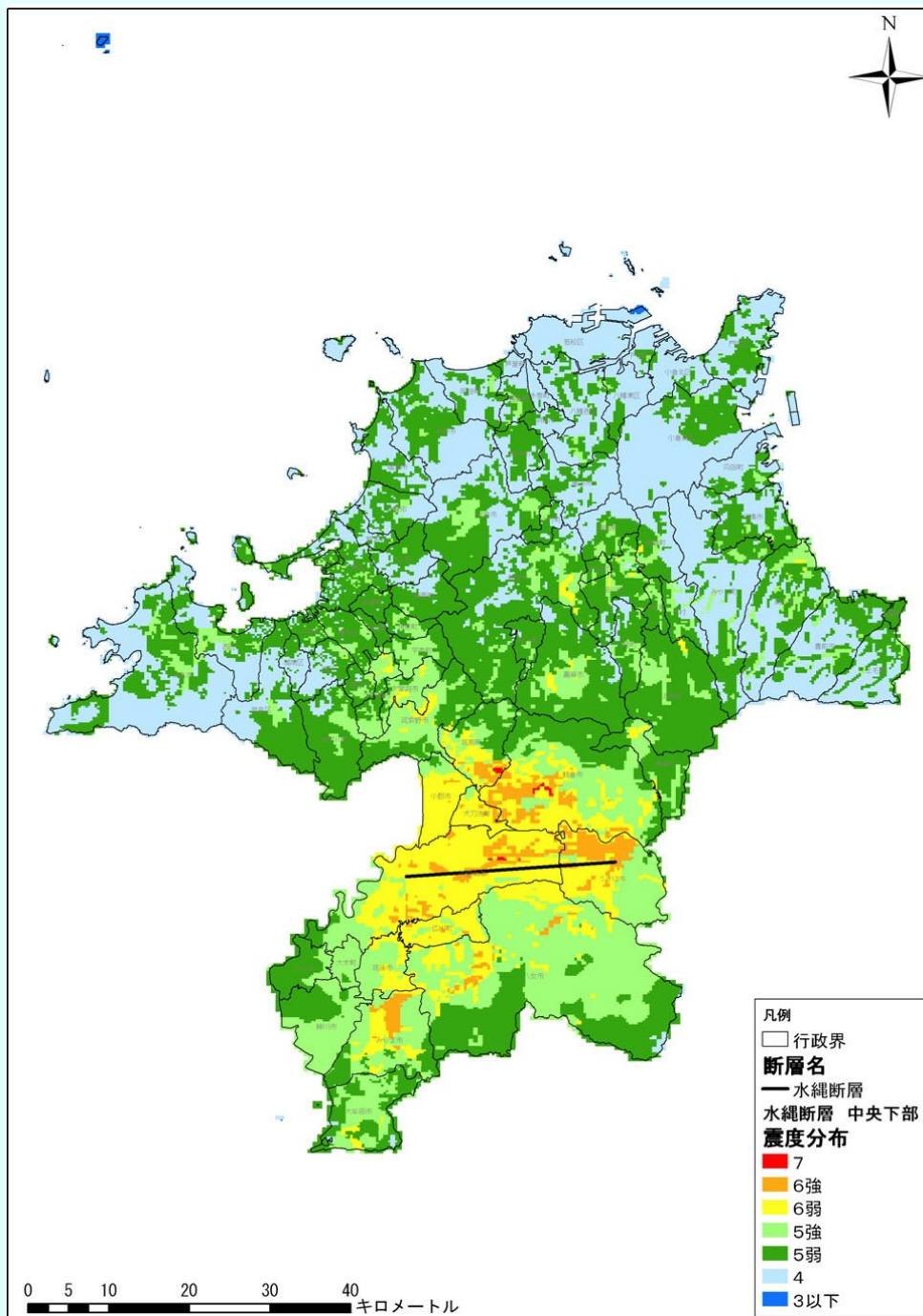
- いずれの想定地震においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度7が予測されたほか、その他の断層においても震度6強を示す地域が存在する。



出典：福岡県地域防災計画

【水縄断層（中央下部）に関する地震動分布】

- 水縄断層中央下部が活動した場合には、多大な被害の発生が予想される。下図に想定マグニチュード7.2のケースの地震動分布を示す。
- 地震動の分布については、久留米市の一部などで震度7が予測され、震度6強の地域も筑後地方を中心に広い範囲に及んでいる。



出典：福岡県地域防災計画、地震に関する防災アセスメント調査報告書

◇ 地震動分布については、国土基盤図5次メッシュ（250mメッシュ）をベースとして作成している。

## 2) 想定される被害の状況

福岡県地域防災計画における想定震源断層のうち、警固断層南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層の4つの想定震源断層について地震が発生した場合、以下のとおり被害規模等が算出されている。

### 【建物被害の概要】

- 水縄断層中央下部のケースで全壊棟数が最も多く、全壊・半壊を足すと約37,000棟にのぼると予測されている。
- 建物被害は、特に木造建物の全壊が多い結果となっている。

約37,000棟

【被害等総括表】

想定項目		震源断層				
		小倉東断層 (中央下部)	西山断層 (北西下部)	警固断層 南東部 (北西下部)	水縄断層 (中央下部)	
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造	6,504	12,526	16,291	23,951
		非木造	603	855	1,676	1,621
		計	7,107	13,381	17,967	25,572
	半壊 (中破)	木造	5,458	12,655	12,864	10,251
		非木造	795	1,169	2,157	1,304
		計	6,253	13,824	15,021	11,555
ライフライン等被害 (箇所)	上水道	1,079	2,853	2,993	1,947	
	下水道	331	200	650	517	
	都市ガス管	123	23	159	33	
	配電柱	54	100	141	164	
	電話柱	42	88	140	144	
	道路	高速道路*1 (km)	78	52	120	103
		国県道路	71	176	155	152
	鉄道	163	365	346	263	
湾岸係留施設 (km)	66.3	91.9	62.5	30.9		
火災	炎上出火 (件数)	26	53	74	95	
	延焼による焼失 (棟数)	4	6	10	20	
人的被害 (人)	死者	486	844	1,183	1,482	
	負傷者	6,634	21,678	22,508	23,254	
	要救出者	3,946	3,967	7,160	6,700	
	要後方医療 搬送者数	664	2,165	2,252	2,327	
	避難者数	22,899	23,025	41,425	39,713	

\*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

\* 各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

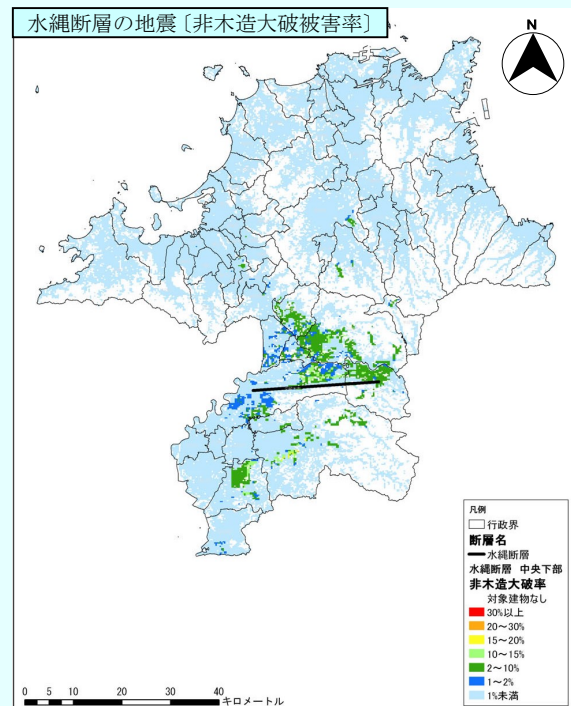
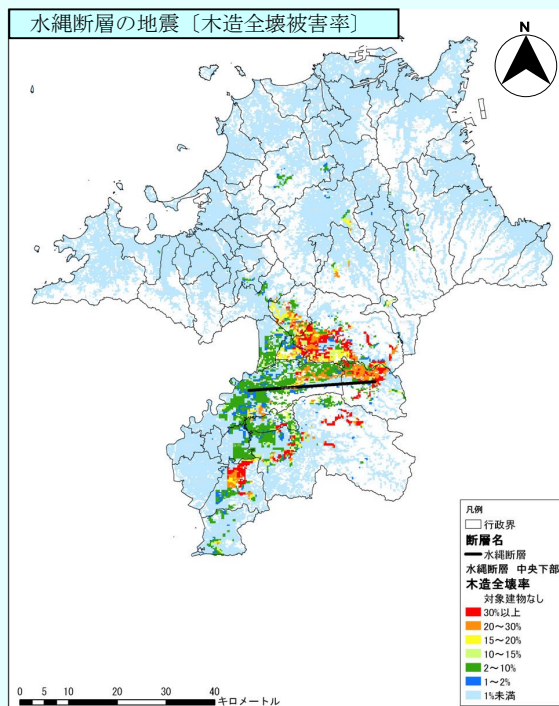
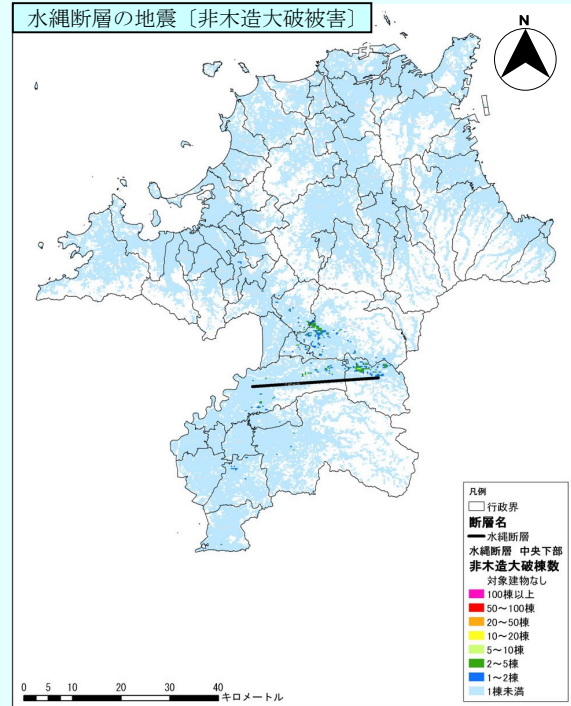
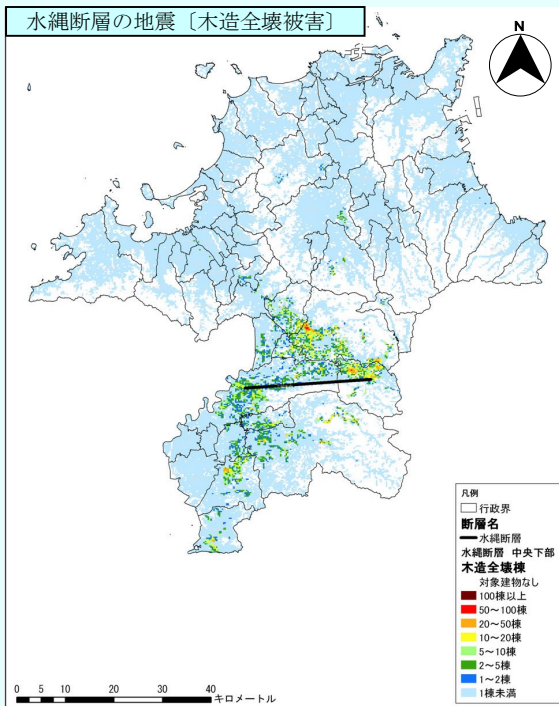
出典：福岡県地域防災計画

◇ 建物被害想定は、建築物の固有周期に着目して、建築物に作用する地震力と建築物強度を比較することで行っている。具体的には、個々の建築物の構造・階数・建築年のデータを用いて250mメッシュ毎に算出している。

【水縄断層中央下部（M=7.2）建物被害分布】

- 建物被害は、木造建物の全壊が約 24,000 棟、半壊が約 10,300 棟、非木造建物の全壊が約 1,600 棟、半壊が約 1,300 棟と予想されている。
- 被害は地震動が強い地域に集中している。

【建物被害分布】

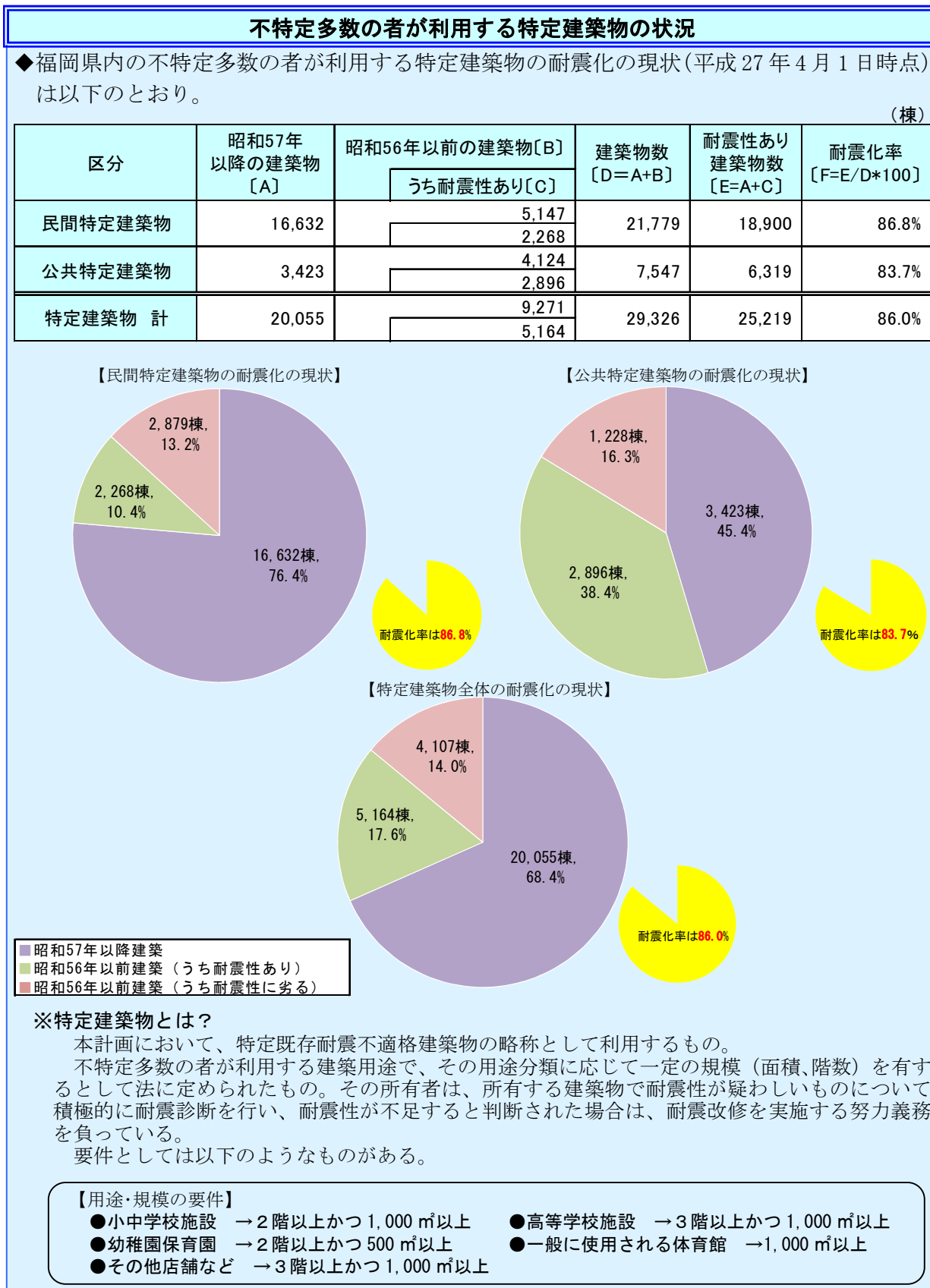


出典：福岡県地域防災計画、地震に関する防災アセスメント調査報告書

## II. 耐震化の現状

### 1) 特定建築物の耐震化の状況

#### (1) 不特定多数の者が利用する特定建築物





**不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別の状況**

◆福岡県内の不特定多数の者が利用する特定建築物の用途別並びに公共・民間区別の耐震化の現状（平成27年4月1日時点）は以下のとおり。

（棟）

番号	用途分類	公共・民間	全棟数	S57以降棟数	S56以前棟数			耐震化率
					総数	耐震性あり	耐震性なし	
①	庁舎、警察署、消防署	公共	168	85	83	35	48	71.4%
		民間	0	0	0	0	0	-
		小計	168	85	83	35	48	71.4%
②	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	公共	65	35	30	12	18	72.3%
		民間	1	0	1	0	1	0.0%
		小計	66	35	31	12	19	71.2%
③	小中学校等、病院、体育館、集会所等、幼稚園等	公共	3,138	1,282	1,856	1,405	451	85.6%
		民間	2,226	1,345	881	447	434	80.5%
		小計	5,364	2,627	2,737	1,852	885	83.5%
④	老人ホーム、福祉施設等	公共	57	27	30	17	13	77.2%
		民間	794	700	94	36	58	92.7%
		小計	851	727	124	53	71	91.7%
⑤	ポーリング場等、劇場等、展示場等、ホテル等、博物館等、物販店舗、遊技場、公衆浴場、飲食店等、理髪店等	公共	67	37	30	11	19	71.6%
		民間	2,237	1,590	647	295	352	84.3%
		小計	2,304	1,627	677	306	371	83.9%
⑥	卸売市場、賃貸共同住宅等、事務所、工場等	公共	4,040	1,946	2,094	1,416	678	83.2%
		民間	15,765	12,263	3,502	1,483	2,019	87.2%
		小計	19,805	14,209	5,596	2,899	2,697	86.4%
⑦	公共用交通施設、駐車場等	公共	12	11	1	0	1	91.7%
		民間	156	134	22	7	15	90.4%
		小計	168	145	23	7	16	90.5%
合計		公共	7,547	3,423	4,124	2,896	1,228	83.7%
		民間	21,779	16,632	5,147	2,268	2,879	86.8%
		小計	29,326	20,055	9,271	5,164	4,107	86.0%

- ◇ 特定建築物数を用途別にみると「⑥卸売市場、賃貸共同住宅、事務所、工場等」が19,805棟で最も多く、全体の約7割を占めている。公共・民間の区別の割合は、それぞれ25.7%、74.3%となっている。
- ◇ 用途別では、棟数が多い「⑥卸売市場、賃貸共同住宅、事務所、工場等」や「④老人ホーム、福祉施設等」「⑦公共用交通施設、駐車場等」の耐震化率が高い状況である。
- ◇ 公共・民間の区分では、民間の特定建築物のS57以降の棟数割合が高いため、耐震化率が86.8%で公共の特定建築物に比べて高くなっている。

**(2) 危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物**

**危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の状況**

◆福岡県内の危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の棟数は以下のとおり。

危険物貯蔵・処理施設の棟数

1,157棟

## (3)地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

## 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の考え方

## ◆対象建築物

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

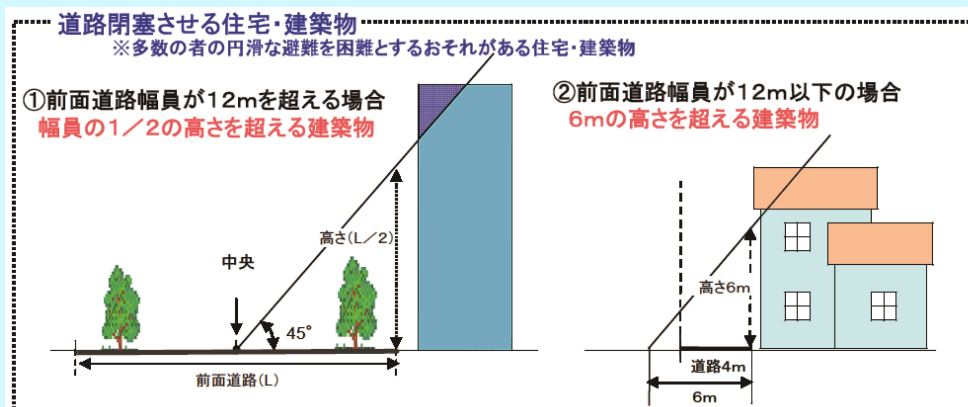
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第 4 条に規定される建築物が該当する。

## 【通行障害建築物の要件】

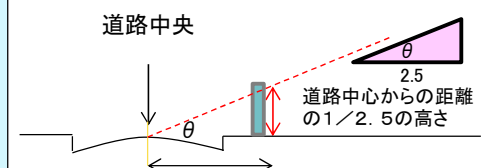
## ◇耐震改修促進法施行令 第 4 条

法第 5 条第 3 項第 2 号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。
  - イ 12メートル以下の場合 6メートル
  - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが 25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2分の1に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。



## 通行障害建築物の対象となる組積造の塀



## ◆道路の指定の考え方

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の規定により、福岡県建築物耐震改修促進計画において指定する道路は、広域的な緊急輸送手段を確保するために、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成 26 年 11 月見直し）に定められた第 1 次、第 2 次緊急輸送道路ネットワークとする。

## ◇耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号「〔都道府県耐震改修促進計画〕で定める事項」

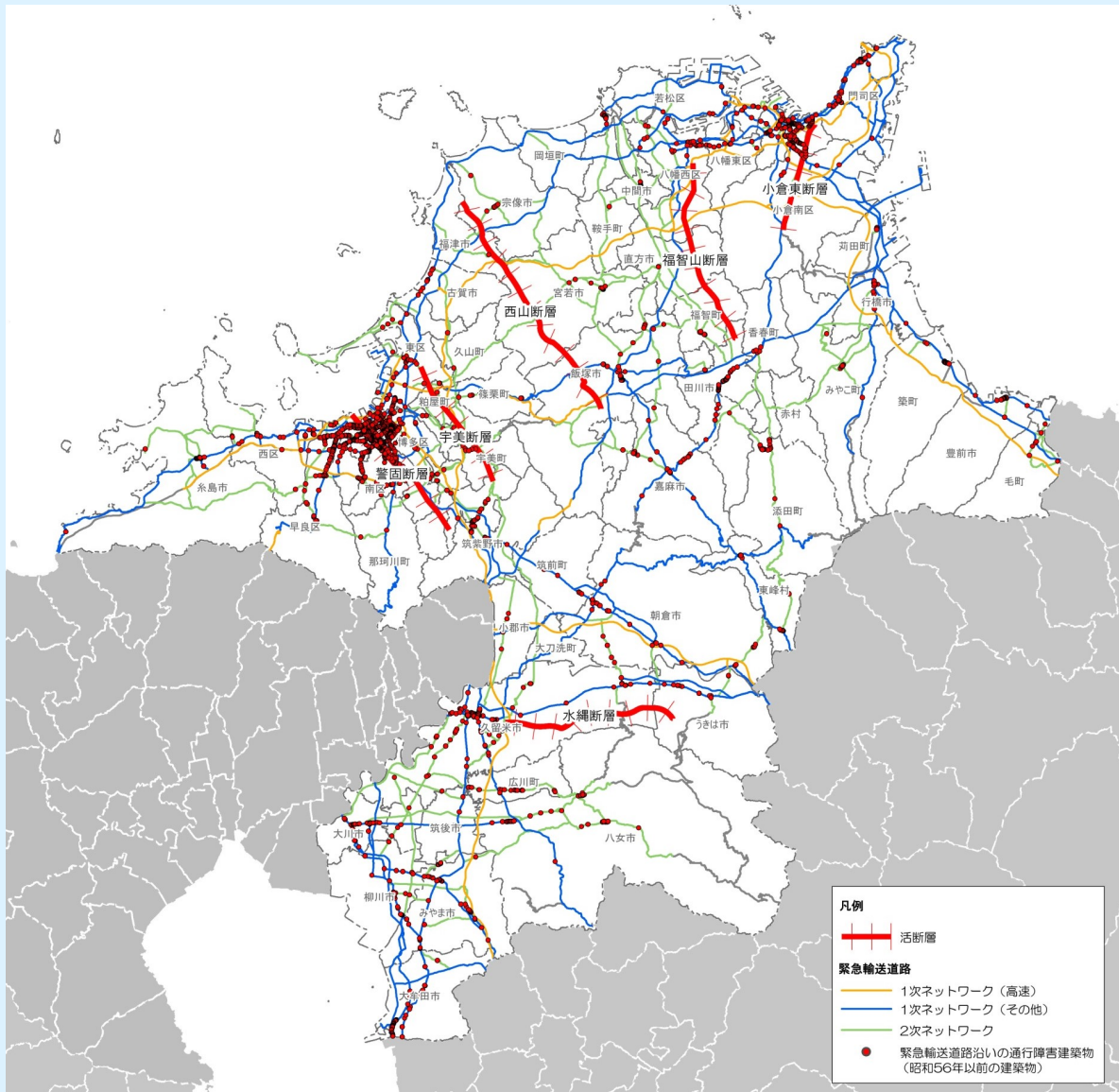
建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要であると認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の状況

◆緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の概数は以下のとおり。

	昭和57年 以降の建築物 〔A〕	昭和56年 以前の建築物 〔B〕	全建築物数 〔C=A+B〕	(H28.4.1 時点)
福岡県	4,438	2,023	6,461	

※建築年次が不明なものは、すべて昭和56年以前に建築された建築物とした。



【福岡県緊急輸送道路ネットワーク】

◇平成25年度に策定された「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」では、地理的特性や社会的特性を踏まえ、迅速かつ効率的な緊急輸送活動を行うための交通ネットワークの構築が謳われている。このネットワークは1次、或いは2次に区分されそれぞれ以下の特徴をもっている。

- 第1次緊急輸送道路ネットワーク  
県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港、災害医療拠点などを連絡する根幹的な道路
- 第2次緊急輸送道路ネットワーク  
第1次緊急輸送道路ネットワークと、市町村役場、消防、警察、学校、体育館などを連絡する副次的な道路

## 2) 住宅の耐震化の状況

### 住宅の耐震化率の状況

◆平成25年住宅・土地統計調査時点の住宅の耐震化の現状は以下のとおり。

※耐震化率は「木造戸建て住宅」と「共同住宅等」に区分して推計。

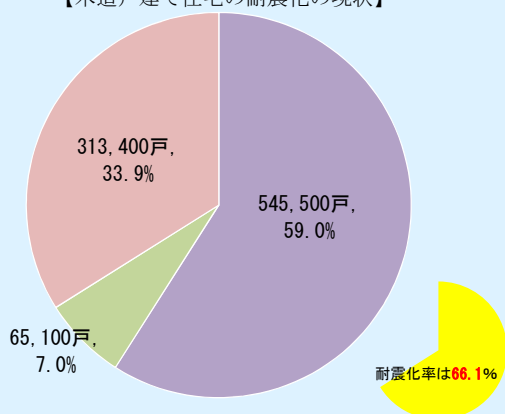
(戸)

区分	昭和56年以降の住宅[A]	昭和55年以前の住宅[B]		住宅数 [D=A+B]	耐震性あり住宅数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり[C]				
木造戸建て住宅	545,500	378,500	65,100	924,000	610,600	66.1%
共同住宅等	991,300	247,900	189,500	1,239,200	1,180,800	95.3%
住宅計	1,536,800	626,400	254,600	2,163,200	1,791,400	82.8%

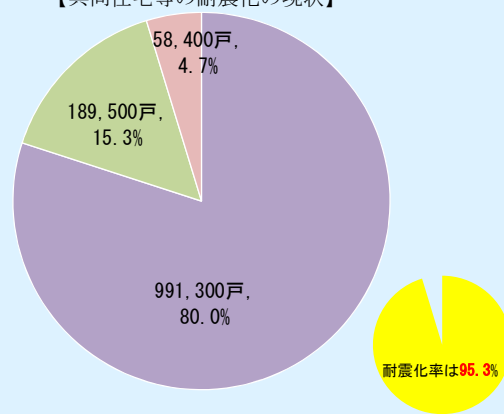
※推計は平成25年住宅土地・統計調査時点を採用している。  
 ※耐震性あり住宅数は、国土交通省調査結果の割合を準用している。

◇ 住宅全体の耐震化率は82.8%で、共同住宅等の耐震化率は木造戸建て住宅と比較すると約29ポイント高い。

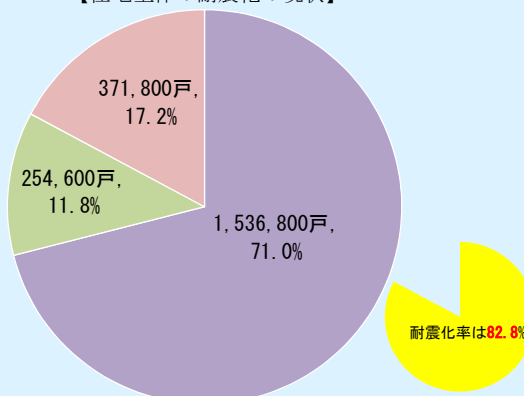
【木造戸建て住宅の耐震化の現状】



【共同住宅等の耐震化の現状】



【住宅全体の耐震化の現状】



■ 昭和56年以降建築  
 ■ 昭和55年以前建築 (うち耐震性あり)  
 ■ 昭和55年以前建築 (うち耐震性に劣る)

### Ⅲ. 耐震化の取り組み状況と課題

#### 1) 福岡県の耐震化の取り組み

福岡県における現在の耐震化の取り組み状況を整理すると以下のとおりとなる。

##### 【福岡県の耐震化の取り組み】

###### ◆建築物所有者の意識啓発

- ◇県HPや防災メールの活用
- ◇県住宅展示場「生涯あんしん住宅」での住宅耐震化等の展示
- ◇各種セミナー等の開催
- ◇耐震相談窓口の設置、リーフレットなど正しく有益な防災情報提供
- ◇各種イベントの開催（住宅月間ほか）

###### ◆相談体制等の充実

- ◇相談窓口の設置（所管行政庁・(一財)福岡県建築住宅センター）
- ◇住まいづくり教室の開催や各種アドバイザー派遣など、住まいづくりの総合的・継続的支援
- ◇リーフレット作成・広報活動
- ◇福岡県住宅リフォーム協会によるリフォーム相談等の実施

###### ◆建築物所有者の負担軽減

- ◇大規模特定建築物に対する補助制度創設（H26：耐震診断費、H27：耐震改修費）
- ◇木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザーの派遣
- ◇木造戸建住宅の耐震改修費補助事業を創設（H23）
- ◇補助制度や税の減免措置等について、相談窓口や市町村等を通じて情報提供

###### ◆優良な人材の確保

- ◇耐震診断アドバイザーの登録・養成
- ◇耐震診断に係る講習会の実施

###### ◆公共建築物の耐震化の推進

- ◇国交付金を活用し、庁舎等の耐震対策を実施
- ◇「県有建築物耐震対策計画」（H24.10改訂）に基づき、計画的に耐震対策を実施

###### ◆耐震改修促進法等の適切な運用

- ◇福岡県耐震改修促進計画の策定（H19.3）
- ◇上記計画に基づく市町村耐震改修計画の策定
- ◇市町村耐震改修促進計画策定ガイドラインの策定
- ◇福岡県建築物耐震評価委員会の設置・運営
- ◇耐震改修計画の認定実施
- ◇定期報告制度の推進
- ◇建築物防災週間等に防災査察、違反建築物パトロールの実施
- ◇福岡県建築物安全安心実施計画の策定

###### ◆建築物全般の安全対策

- ◇特定行政庁との共催による、建築物耐震改修セミナーの開催
- ◇ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上のためのリーフレットの作成、配布
- ◇窓ガラス等の破損・落下防止対策、天井等の非構造部材の落下防止対策の指導
- ◇市町村における地震ハザードマップ作成の支援
- ◇土砂災害対応のため「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用し、住宅の移転を支援

## 2) 福岡県の耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、福岡県における耐震化の課題を以下のとおり設定する。

### 【福岡県の耐震化の課題】

#### ◆防災上重要な建築物の耐震化

- 特定建築物の耐震化率が目標値を下回っており、更なる耐震化を進める必要がある。
- 所有者の認識が十分でないことや費用負担等の理由で、民間特定建築物の耐震化が進んでいないことから、現状を踏まえた耐震化促進が必要である。
- 耐震診断が義務化された大規模特定建築物について、着実に耐震化を進める必要がある。
- 県有建築物の耐震化は、おおむね計画的に進んでいるが、市町村施設の耐震化が進んでいない（財政的課題）ことから利用状況等を考慮し、耐震化を進める必要がある。
- 災害時における防災拠点機能や民間建築物に対する先導的役割が求められていることから、公共建築物の耐震化促進が必要である。
- 倒壊により多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の耐震化が必要である。
- 住宅の耐震化率が目標値を下回っており、特に耐震化が遅れている木造住宅について、耐震化を進める必要がある。
- 東日本大震災以降の法改正を踏まえて、住宅・建築物の耐震化方策への対応が必要である。
- 「福岡県地域強靱化計画」や「福岡県地域防災計画」と十分な連携・調整を図った住宅・建築物の耐震化が必要である。

#### ◆意識啓発・知識の普及

- 耐震化により地震発生リスクを回避することが建築物所有者自らの問題であることの意識啓発を図る必要がある。また、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供を行う必要がある。
- 福岡県でも西方沖地震など大きな地震が発生する可能性があることを再認識する必要がある。
- 地震の恐ろしさ・地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するための取り組みが必要である。
- 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報が提供できる仕組みを構築することが必要である。

#### ◆耐震化に向けた環境整備

- 耐震改修促進法や建築基準法の趣旨を踏まえた法制度の的確な運用により、県民の生命・財産の保護を前提とした建築物の耐震化に対する指導を行う必要がある。
- 国や自治体の補助制度や優遇税制等の制度活用など、耐震化を促進するための情報提供などの環境整備を図る必要がある。
- 耐震改修工事を行う際の仮住まいの確保など、耐震化を進める上で所有者の負担軽減に関する情報提供を行う必要がある。

#### ◆建築物全般の安全対策

- 福岡県西方沖地震においては、ブロック塀倒壊やエレベーター閉じ込め、窓ガラスの破損・落下による被害が発生しているため、構造体の耐震化と併せ、天井落下対策など非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要である。
- 家具等の転倒防止や天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊、液状化などの地盤の安全性確保に対する総合的な防災対策が必要である。